

令和6年9月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	中関 (中関)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②中心経営体の高齢化が著しく、経営承継されない場合、10年後に70歳以上の耕作者の割合が急増する
- ③中心経営体の耕作地が分散し

(2) 地域における農業の将来の在り方

当集落は、水稻を中心とする農業経営が主であり、耕畜連携による経費削減や中心経営体への集積・集約が進みやすいように、集落農家組合員や資源保全組合員による畔の草刈り、用水路清掃など、地域の農業を担う者への更なる規模拡大を支援して行く。また、麦・そば米粉等の加工販売や飼料用米の団地化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	114.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の担い手への農地集積・集約を集落全体で進め、併せて集落内を耕作している集落外の農業を担う者への働き掛けにより、農地の交換等を含め集積・集約を進めて行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、近隣の集落を含め、大区画化・汎用化等の圃場整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業を担う者の経営拡大等、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、普及センターおよびJA、土地改良区等と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内の担い手による農業の維持を図る事を進めて行くが、現状でカバーできない農地はJA新しいわて等に乾燥調整作業等を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--